

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者

意見交換会を始めさせていただきます。本日司会を務めます増田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

これまで神戸地方裁判所では多くの方に御協力をいただいて裁判員裁判を行ってきました。皆様からのアンケートも見させていただいております。今回の意見交換会は、事実関係に争いのある事件について裁判員を経験された皆様にお集まりいただいて、アンケートよりもっと突っ込んだ形で、裁判員裁判が目指す法廷で見て聴いて分かる裁判が実現されているのかどうか、評議の際に自分の思っていることを十分に発言することができたのかについて皆様の御意見を伺い、今後の裁判員裁判の運営に役立てていきたいと思っております。

なお、本日の意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から一人ずつ参加していただいておりますので御紹介します。最初に検察庁からお願いします。

平野検事

神戸地方検察庁の検事の平野と申します。主に裁判員裁判を担当しております。本日は、事実関係について争いがある事件を担当された裁判員の御意見が伺えるということで、今後の事実関係の争いのある事件でより分かりやすい立証をするために、どのような点に留意すれば良いのか、皆さんの御意見が伺えればと思っております。よろしく申し上げます。

司会者

次に弁護士会から申し上げます。

長崎弁護士

兵庫県弁護士会の弁護士の長崎と申します。本日はよろしくお願ひします。私自身も事実関係に争いある事件を担当したこともありますので、今後の参考したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

司会者

次に裁判所からお願ひします。

内山裁判官

神戸地方裁判所第2刑事部の裁判官の内山と申します。よろしくお願ひします。裁判員裁判は導入されて5年が経過しますが、まだまだ裁判所として改善する点が多いのではないかと感じております。本日は、皆さんの率直な意見を伺って、今後に活かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

司会者

まず最初に、裁判員裁判に参加したことや、争いのある事件で事実認定をやってみた感想などについてお聞きしたいと思います。

裁判員経験者1

今までドラマでも裁判所がどんなことをしているのか、弁護士や検察官がどのような事実を証拠としているのかを見たことがなかったのですが、裁判員を経験して非常に良い経験だったというのが率直な意見です。

司会者

ドラマと違っていたところはありましたか。

裁判員経験者1

全然違っていました。事実に対してどのようにジャッジしていくのか今まで考えたこともなかったもので、そういう意味では、初めての経験で有意義だったと思います。

裁判員経験者2

とても良い経験をしたと思いました。私たちが裁判になるような事件を知るのはテレビや新聞からなんですけど、その報道だけを受け取ってかなり偏見を持って事件を見ていたような気がしました。裁判員裁判をやってみて、いろんな事が細かく積み上げられて最後に判決になることを経験して、ニュースの見方が変わりました。

裁判員経験者 3

初日は大変緊張して臨んだのですが、裁判官が意見を言いやすい柔らかい雰囲気作りをしてくれました。判決までの過程を経験することは有意義だったと思います。裁判のときも思ったのですが、それから何か月もたった後も裁判員裁判の意義が少し理解できたような気がします。今まで六法全書とかを読むことはありませんでしたが、今では本屋さんで買ってきて、時々は見るとしています。非常に良い経験だったと思っています。

裁判員経験者 4

裁判とか裁判員とかいうのが自分の中には無かった世界だったので、通知が来たときに本当にあるんだと思いました。実際やってみたら、裁判官が分かりやすく説明してくれてやりやすかったと思います。

裁判員経験者 5

裁判所について、始めはちょっと怖いとかお堅いイメージが強かったのですが、裁判長も裁判官も腰の柔らかい方で、そういう意味では裁判所に対するイメージはだいぶ変わり、思ったほど入りにくい場所ではないと感じました。審理は思ったより白熱せず、淡々とした感じで、ちょっと拍子抜けした感じはありました。最初は緊張したけれど、ものすごく淡々としてたので緊張も無くなった感じでした。

裁判員経験者 7

質問の答えからは外れるかもしれませんが、私は主婦で高齢で認知症の

父と入院している母を抱えながらの参加でした。国民の義務となったので、忙しいとかできないとかでなく、やれるということを見せたいと思って参加しました。私は裁判員裁判に参加したかったので、職場の人にも介護の人にもお願いして参加したのですが、参加してすごく良かったと思います。忙しいから参加できないというのはおかしいと思います。今は介護も充実しているので、私のような事情を抱えながらも裁判員ができたことは有意義だったと思います。裁判の次の日に母は亡くなりましたが、参加して本当に良かったと思っています。

司会者

苦勞して参加されたかいがあったということですね。

裁判員経験者 7

はい。

司会者

それでは、否認事件の審理について御意見をお聞きしたいと思います。まず、実際に審理を経験されてどのような感想を持たれたか、手続の順序に従ってお聞きします。審理の始めに検察官と弁護人が冒頭陳述をしますが、それを聞いて内容を十分に理解できたか、審理を理解する指針として役に立ったかどうかについてお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2

弁護人と検察官が詳しく説明されましたが、私が裁判というものをよく分かっていなかったなので、理解するのにちょっと時間がかかったといえますか、最初の頃、ちゃんと理解できていたのか自分の中で反省しています。

司会者

検察官と弁護人は、事案の概要と争いとなっている点をお話になったと思いますが、その点は十分理解できましたか。

裁判員経験者 2

はい。

司会者

その争いが、どうして重要になっているかは理解できましたか。

裁判員経験者 2

その点は分かりましたが、重要な点以外の内容は意外とぼやけてたというか、かなり細かい説明があったような気がしたので、その辺りが何となく混乱していたような気がします。

裁判員経験者 4

冒頭陳述は一日目だったので、裁判所の雰囲気慣れたり、裁判を理解する方に気持ちが行っていたので、後から読み返したり、裁判官の説明なり、評議の中で、こういうところを見ていくんだなというのが段々と自分の中に浸透しました。冒頭陳述だけでどうだったかと言われると、冒頭陳述を聞いた時点では分かったとは言えませんでした。ただ、資料としては特に問題はなかったと思います。

裁判員経験者 7

外国人の被告人で通訳が間に入ったので、かなり戸惑い、しんどかったです。

司会者

何が争いになっていて、どんな証拠に着目していけばそれが判断ができるのかという点は理解できたでしょうか。

裁判員経験者 7

それも含めて話が途切れるので、それに行き着くのにこれだったと思いつくのは、私はしんどかったです。

司会者

通訳事件だとスムーズに進まないのです、前の記憶が途切れたりして、分かりにくかったということですか。

裁判員経験者 7

はい。

裁判員経験者 1

始まってすぐで緊張もしていましたし、理解が浸透しにくかったです。裁判が続くにつれて浸透してきましたが、後で読み返したとき分かりやすかったかという点、慣れない単語が出てきたりして解釈するのに時間が掛かりました。

裁判員経験者 3

緊張していたのであまり覚えてないのですが、検察官の冒頭陳述の方が、資料も含めて比較的分かりやすかったような気がします。検察官が攻める側という立場だったからかもしれませんが、資料の作り方だけでも理解度が違ってくるような気がします。弁護人の方は、どちらかという点客観的というよりも心情的なことを述べられていたような気がしますので、最初の入り方としては検察官の方が記憶に残っているような気がします。

司会者

資料は検察官の方が分かりやすかったというお話ですが、その点について5番さんはどうでしょうか。

裁判員経験者 5

検察側も弁護側も資料に関してはそんなに大きな差はなかったと思います。ただ、双方とも内容が大きく違っていたので、その辺りに戸惑いはありました。同じ事実について違う言い方をするので、その辺りで理解がしにくいというのはありました。一つの単語に関しても、私たち素人が思っている解釈と司法の方が思っている解釈が違ったりするので、違った問い

方をするのかなという感じはしました。

司会者

5 番の方が担当された事件は殺人未遂で、殺意が争点になっていたと思いますが、その点を判断するのに、どんな証拠が一番重要なのか、どの証拠に着目すればいいのか、双方の冒頭陳述を聴いて意識の中に残ったでしょうか。

裁判員経験者 5

証拠が少なかったので、証人尋問もあったんですが、それに対する検察官と弁護人の捉え方の違いが解釈になるので、話でしか判断することができず、証拠でこれだというのが難しかったので、その辺りの難しさは感じました。

司会者

審理では被害者の証言が信用できるかどうかが大事成ってくるんだということ、お分かりになったでしょうか。

裁判員経験者 5

証言が大事になるということは、裁判官からアドバイスというか、ちゃんと聞いておくと良いですよと言われたので、双方の食い違いを考えました。

司会者

冒頭陳述で争点が示されて、その争点を判断するのにどの証拠に着目していけば良いか、その後の証拠調べの中で、それを十分意識しながら審理に臨むことができたかどうか、そういう意識を持つのに有用だったのは何かということについて、皆さんにお聞きしたいと思います。

7 番さんの事件は、覚せい剤の輸入の事件で、覚せい剤が鉄鉱石の中に隠されていて、その隠されていることを被告人が知っていたかが争

いになっていましたが、その判断のポイントが何かということは意識できたでしょうか。

裁判員経験者 7

始めは分からなかったのですが、評議の中で皆さんが質問されて、最初はそれぞれ違う方向だったのが、最後は言わんとすることが分かったというか、証拠が難しかったのもあるのですけれど、裁判官もこのような事案にあまり当たったことはないとおっしゃってくださったので、皆で調べたというか、話合いも長かったので、分かったような気がしました。

司会者

検察官も弁護人も密売組織の存在を想定した上で、検察官は、被告人が知らなかったら、こんなことを密売組織はさせないだろうと主張し、弁護人は、被告人が知らなくても矛盾しないということを主張して、知らない人が自分が関わった行為から気づく可能性がどの程度あったかという点が問題になっていたと思うのですが、そこが問題だということは、冒頭陳述あるいは裁判官の説明から十分理解できたでしょうか。

裁判員経験者 7

はい。裁判官の説明があって、本当に理解できたと思っています。

司会者

証拠調べの中で、どんな証拠に着目すれば争点を判断できるかということ意識しながら審理に臨むことができたかどうかという点はどうですか。

裁判員経験者 4

覚せい剤の事件だったのですが、争点であった「業とした」とか「営利性」のことを判断するには、何グラムでどういう状態で、どういうものがあつたかということについて、とても細かい証拠物件が提示されたので、私たちが評議しているときも判断基準にすごく役立ちました。

司会者

4番さんの事件は麻薬特例法違反の事件で、「業とした」かどうか争点になっていて、検察官の冒頭陳述で「業とした」ということを「ビジネスとして行った」と言い換えて、その判断基準として、営利性、継続性、組織性、計画性の観点から考えていくということを説明していますが、その説明は十分理解できたでしょうか。

裁判員経験者4

始めは、どこをどうもってビジネスと言っているのか、すごく主観的な感情で決めてしまいそうで難しかったです。やっていくうちに、裁判官の説明なり、理解が進むと何となく分かってきて、証拠物件について皆さんと話し合ったときに、これがあるから、こうは思えないよねとか、固めていくことができたと思います。

司会者

被告人が密売を継続する体制を作っていて、どんな仕組みを作ったかがポイントだったと思うんですが、そこが大事だということは、どんなことから理解できたでしょうか。例えば、冒頭陳述で理解できたとか、証拠調べの中で検察官や弁護人が説明しているところで理解できたとか、あるいは、尋問の仕方とか、休憩中の裁判官の説明とかいろいろあると思うのですが、何によってそのポイントが理解できたでしょうか。

裁判員経験者4

証拠物件とか通話記録とかを話し合っただけで、こういうふうになっているから仕組みとして成り立っているんだと理解できたんじゃないかと思います。

司会者

証拠調べを続けるうちに理解できたということでしょうか。

裁判員経験者4

はい。

司会者

それでは、証拠調べの内容についてお聞きしたいと思います。実際の証拠調べについて、その内容を十分に理解できたかどうか、こういう証拠調べはよく分かったけど、こういう証拠の調べ方は分からなかったとか、証拠書類を読むスピードについていけたとか、いけなかったとか、こういった証人尋問は分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、いろいろ御意見があると思いますが、その辺りについて御意見をお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 2

放火の事件で、証拠の中に放火された状態のビデオがあって、それをまず見せてもらったのですが、他の裁判員の方もそうだったと思うのですが、そのビデオの内容がかなり衝撃的でちょっとショックを受けました。あと証人が何人か出てこられたんですが、その証言を聞いていると、そういうことだったんだと一方的に思ってしまったんですが、弁護人が、事件直後の警察での調書では、あなたはこう言ってますよと言われてので、事件から半年くらいたって、証人の方たちもいろんな経過を経たことで記憶と事実が若干変わったりだとか、印象が強くなったりして、記憶の曖昧さというか、実際の被害者の記憶を引き出すのはすごく大変だと思いました。また、思い違いというのかなりあったような感じもしました。その辺りの内容がかなり重要だったので、証言と事件直後の警察での話の内容が違っていたりしたことで、どっちが本当なのかということについていろんな話が出たのがとても印象的でした。

司会者

曖昧になっていたり、記憶違いがあったりして、証言はいろいろ問題点

があるのだけれども、動かない部分というのもあって、ここは確かだろうと皆さんで話し合っただけで決めていったということでしょうか。

裁判員経験者 2

裁判官が説明してくださったり、ビデオをもう一度見直したりして、だんだん真実に近いことが分かってきたと思います。

司会者

証拠調べで、こういう方法では分からないとか、こんな質問では分からないとか、こんな読み方をされたら分からないとか、そんなことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 3

被告人の暴行による傷害かどうか論点だったのですが、事件直後の被害者の行動とか、警察の方の証言とか、お医者さんの診断とかを踏まえますと、被告人が暴力をふるったことは確かだったのですが、被害者が高齢で記憶が曖昧だったため、その辺りがひっかかったのですが、被害者が手紙にそのときの状況や御自身の思いとかをまとめられていて、それがとても誠実で、とても人柄を反映していて、被害者の証言の信用性が高まったような気がしました。その手紙がとても印象に残っています。

司会者

同じように証人尋問がポイントになっていた事件で、5番さんの事件ではどうでしたか。

裁判員経験者 5

被害者が高齢で、発言がちょっと支離滅裂なときもあつたり、まともなことを言うときもあつたり、その繰り返しで、何が本当で何が嘘なのかがよく分からなかったです。でも、全部を否定することはできないと思うので、その辺りの取捨選択がすごく難しく感じました。検察官の言い分はず

ごく筋も通っていて整合性もあったのですが、それを一方的にう呑みにするのはちょっと危ないのかなという気もしたので、どこらへんまで認定できるのかが悩ましい面ではありました。

司会者

皆さんにお聞きするのですが、検察官や弁護人の質問で、何でこんなことを聞くんだろう、どういう趣旨で聞くんだろうということを後で裁判官に聞いてみたくなかったというようなことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 2

あれは何で聞いているのか、裁判官や裁判長に聞いたことはよくあったと思います。裁判官が疑問に思うことなどは何でも聞いてくださいと親切に言ってくれていたのです、こんなことを聞いて良いのかなという単純なこともお聞きしました。

裁判員経験者 7

普段使わない薬品のこととか、それを立証する証人の説明もすごく分かりにくかったんですが、裁判官が評議で何度も説明してくださいました。また、裁判官もこれはちょっと分からないなとかおっしゃってくださったので、余計に皆で分かるように話合いができたので分かりやすかったです。

司会者

覚せい剤を生成するのにどんな薬品を使ったのかということについて専門家に話してもらったが、その話の内容が、薬品名とかが難しかったので、後で皆さんで調べて理解できたというお話ですか。

裁判員経験者 7

はい。

裁判員経験者 4

何でそんな質問をしたのかというのとはちょっと違うのですが、被告人

質問の際に、私は、最初は緊張して被告人をあまり見てなかったのですが、被告人が反省しているかどうか被告人の顔を見ないといけないと思って、最後の被告人質問のときに見ようとしたのですが、弁護人が私の席の近くに立たれて質問したので、被告人の顔があまり見えなくて困惑しました。

司会者

1番さんは、質問が分かりにくかったということはなかったでしょうか。

裁判員経験者 1

質問が分かりにくかったというのはそんなに無かったのですが、逮捕監禁が成立するかどうかについて、これだという物的証拠がなかったのですが、何人もの証人が出てきて、同じ質問を何度もされるのですが、人によって答え方が違ったり、ニュアンスが違ったりして、最終的に自分で解釈するのに、5通りの証言があると5通り考えないといけないので、そこがちょっと大変だったということはありませんでしたが、質問が分かりにくいということはなかったです。

司会者

ここで法曹関係者から御意見や御質問があればさせていただきます。検察官は何かありますか。

平野検事

証拠書類について、内容が多すぎて理解が困難であったとか、逆に証拠書類の記載が少なすぎて理解できなかったとか、もう少し詳しくければ良かったとか、少し簡単だったら良かったなどの感想があれば、お聞かせください。

裁判員経験者 1

書類が思ったよりたくさんあると感じました。どこを拾っていけば良いのだろうというのがありました。ただ、写真とか防犯カメラの映像は分か

りやすく、書類より具体的なものがある方が判断がしやすいと感じました。

裁判員経験者 2

書類関係が若干多かったと思いますが、いろんな被害状況の写真や、それに関する書類だったので、特に多すぎるということも少なすぎるということもなかったと思います。

裁判員経験者 3

証拠書類については、量的にも内容的にも適切だったと思います。

裁判員経験者 4

特には感じなかったのですが、配られている資料については、どの日に何のために配られたのか、慣れていないということもあって分からなくなってしまったので、見出しを付けるとか、ページ数を付けるとか、何日に配ったものとかがあった方が良かったかなと思います。

裁判員経験者 5

血痕が飛び散った写真があったのですが、何が写っているのか分からない写真でした。どこに血痕が付いているのかすら分からなくて、写真うつりについては改善してほしいと思います。立ち位置とかを分からせるために被害者を座らせたりして写真を撮っていたんですけど、見たいところが全然見られなくて、アングルが悪いと感じました。衝立越しと書いてあっても衝立越しに写ってなかったり、見る側が何を見たいのかという点から改善をしてほしいと感じました。

裁判員経験者 7

証拠が多いとか少ないとかの疑問はなかったんですが、麻薬の成分の話とかが多かったのも、はっきりした数字とか分かるものが多かったんですが、質問すれば裁判官が教えてくれましたので、そういう意味では分かりやす

かったです。

司会者

弁護士会から何か質問はありますか。

長崎弁護士

冒頭陳述では、すぐには事実や争点が理解できず、証拠調べの中で段々と理解できたというお話だったと思うのですが、冒頭陳述を踏まえた弁護人側の証人尋問ないし被告人質問において、弁護人が、意図的にメリハリを付け、ここが重要ということで聞いているんだなということが、実際に尋問を聞いている段階で理解できたとか、結局終わってもよく分からなかったとか、何か印象に残っていることはあるでしょうか。

裁判員経験者 1

私が担当した事件は、被告人も二十歳ちょっとの若い人で、弁護人が誘導尋問みたいな質問の仕方では話が進められていて、本当に被告人の本音なのかどうかを考えるのに釈然としないところがありました。

裁判員経験者 2

被告人がほとんど最後まで何も言わないままで、弁護人が「これを読みなさい。」と言って紙を渡したのですが、「もうそんなのええ。」と言って、全く何も言わなかったのです。それと、弁護人が二人いたのですが、一人がインフルエンザでマスクをしていたのですが、裁判中にもう一人の弁護人にうつったみたいで、マスクをされるようになったんです。二人の弁護人でそれぞれ役割があったとは思いますが、そんなに無理をして出てこなくても良いんじゃないかなと心配したことが印象に残っています。

司会者

証拠調べが終わって、最後に、論告、弁論といって、検察官と弁護人がまとめの意見を述べる場面があったと思います。この論告と弁論が、評議

で自分の考えをまとめるのに役に立ったでしょうか、何か工夫をしてもらいたいという点はあったでしょうか。

裁判員経験者 7

適切であったかどうかは分からなかったですけど、役に立ったと思います。

裁判員経験者 5

殺人未遂の事件を担当したのですが、殺意の認定をどうするかが一番の大きな題材でした。殺意がどういう意味か、最初は全然分かりませんでした。説明はあったのですが、今までは、殺意が心情的なものという印象があったのですが、客観的に人が死ぬ行為かどうかを認めないといけないということでした。今回は凶器が包丁ということだったのですが、包丁を使えば全て殺意があるのかどうか、弁護人は、軽く切ったら殺意がないのじゃないかと言われたのですが、包丁を使うと殺意があるのかどうかを判断することがすごく難しく、包丁を使ったら人が死ぬのかというと、腕を切ったら死なないのかなという考えもあって、今まで触れたことがないことを認定するのは難しく感じました。検察側と弁護側の殺意の解釈とか言い方の違いでの戸惑いが大きかったので、そこが一番苦労したと思います。

裁判員経験者 4

最後のまとめで、今までの流れを述べているという感じだったので、特に何も問題がなかったのですが、その時点で検察側に立っていたからかもしれないのですが、検察側の方が分かりやすかったかなと思いました。

裁判員経験者 3

評議の中で思ったのですが、犯行は計画的であったんですが、犯行の内容というのはち密的でもなく、被害者が逃げやすいようにネクタイを緩く

縛っていたということもありましたし、検察側が主張する財産的被害も過大ではないかというのもあり、実際に質屋の鑑定では数十万円だったということでしたので、弁護人もその辺のことをもう少し主張したら良かったのじゃないかと思いました。ただ、評議の中で、その辺のことも丁寧に議論ができたので、その議論を踏まえて最終的な量刑をしたので、納得できる量刑に納まったと思っています。

裁判員経験者 2

被告人がほとんどしゃべらないので、弁護人の書類は、弁護人がいろいろなことを推察して、こういう状況だからこうであるとか、かなり心情に訴える部分が多くて、実際にしたことの証拠はあるのですが、被告人の言葉がなかったということで、ちょっと難しかったような気がします。

司会者

2番さんの事件は放火による殺人未遂で、この場合の殺意が問題になっていて、フロアのような開放的な場所で死者が出るような危険性があったかどうかが一番のポイントだったと思うんですが、その辺がポイントで、弁護人はこう考えます、検察官はこう考えますというところは、きちんと理解して、評議のときの役に立ったんでしょうか。

裁判員経験者 2

火炎瓶を投げたのですが、それを誰に向かって投げたかというのがあるって、投げられた人は自分に向かって投げたと言ったんですが、事件直後の事情聴取の中では、煙で姿も見えなかったということで、その辺りの違いもあったので、裁判官を含め皆さんと話し合って、最終的にはこうであろうということを判断しました。

裁判員経験者 1

検察官の論告メモは非常に見やすく、すぐにすっと頭に入ってくるの

ですが、弁護人の弁論メモは淡々と書かれている感じがして、資料に差があるという言い方が悪いんですが、どちらの方がずっと論点が入ってきたかという、検察官の用意された論告メモの方がずっと入ってきたので、そちらの資料を中心に何度も読み返しながら考えました。ただ、どちらも事実を書かれているので、判断をするに当たって、いろんな角度があるのだなというのは感心しました。

司会者

次に評議ですが、裁判員と裁判官が結論を出すために議論するわけですが、皆さんは争いのある事件を担当したので、法律的な難しい言葉が出てくる場合もあったと思います。それに対する裁判官の説明ぶりについて、何かお気づきの点はあったでしょうか。

裁判員経験者 5

裁判官からすれば日常的に使われている言葉で、解釈的なものにも戸惑いはないと思うのですが、私たちからすれば言葉の使い方が全く違って、何度も説明していただきましたが、私としては一番大きな壁として感じました。心情的なものというより客観的な事実としての認定というものが必要となってくるので、それについて事例を挙げて説明をしてくれたのですが、なかなか入りにくい面はありました。

司会者

同じく殺意が問題となった 2 番さんは、殺意についての裁判官の説明は分かりましたか。

裁判員経験者 2

私は問題なく入っていけました。殺意について検察官と弁護人が意見を述べたり、裁判長や裁判官から、いろんな資料を見せてもらったり、説明があつたりしたので、問題はなかったと思います。

司会者

4 番の方が経験された事件では、「業とした」というのが非常に難しい概念ですけど、それに対する裁判官の説明は、十分理解できる内容だったでしょうか。

裁判員経験者 4

最初はとっつきにくい言葉で、どういう意味だと考えたりしていたんですけど、その都度、裁判官が丁寧に説明してくださったりして、評議している中で十分理解できるようになりました。

司会者

評議の場で自分の御意見を十分に言うことができたかという点についてお聞きしますが、皆さんどうでしたか。

裁判員経験者 1

ざくばらんいろいろな話せる雰囲気になっていたので、評議の場以外でもいろんなことを確認し合ったり相談したりしました。裁判官も質問に対して具体例を混ぜて説明してくれたり、こちらの考えをもう一度聞いた上で、これはこうですという結論をくれたりするので、非常にスムーズで良い雰囲気だったと思います。

裁判員経験者 2

裁判官は、とてもフランクで、そこまで気を遣ってくれるのかというほどで、親切で温かい雰囲気でした。私はおしゃべりで好奇心が強いので、こんな事を聞いても良いのかなということまで聞いたりしました。誰かが話すと他の裁判員の方たちも話して、かなり活発に話はしたと思います。

裁判員経験者 3

裁判長が意見が言いやすい雰囲気を作ってくれました。男女が半々で、年齢もバランスが取れたメンバーでした。女性ならではの視点からの意見

がすごく参考になり、特に印象に残っています。

裁判員経験者 4

始めから裁判長や裁判官が話しかけてくれて、穏和な雰囲気作りをされていて、すごく話しやすかったです。裁判長もユーモアを交えながら、少し脱線して話をしてくれたり、皆で笑い合ったりしながら、穏和に話し合うことができたので、他の人も言いやすかったと思います。

裁判員経験者 5

評議に関しては問題なく進んだと思いますし、意見も言いやすかったと思います。私は若い方ですが、年上の方の意見を聞くと別の視点が生まれたりして、すごく参考になる面がありました。

裁判員経験者 7

とんでもない質問でも答えていただけたし、麻薬についての知識を評議の中でもらったという感じでした。

司会者

皆さんが議論した内容が最終的に判決にどう結びついているか、疑問に思ったことはなかったでしょうか。また、判決を見て、あの議論はこういうことだったのかと思ったことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 2

求刑と実際の判決の量刑について、その過程というのか、何でそうなるのか、仕組みがどうなっているのか、評議に実際に関わって、このように話し合われるのだと実感しました。

裁判員経験者 7

2番さんが言われたことは、私も実感しました。

司会者

論告、弁論及び評議について、法曹三者から御質問や御意見はございます

か。

平野検事

特にありません。

長崎弁護士

先ほど1番の方がおっしゃった点ですけど、検察官の論告と弁護人の弁論とを比較した場合に、配布資料であるとか、伝え方の点でちょっと差を感じたということでしたが、弁護人の配布資料の伝え方について、このように工夫すれば良かったということはあるでしょうか。

裁判員経験者2

これを読みなさいと弁護人が出した紙を「もう、ええわ。」と被告人が言って、もう何も言わないようになったときに、弁護人がそれを読ませたかったんだなどは分かったんですが、被告人と弁護人は話し合って、すり合わせをしているんだろうか、こういうこともあるんだなと思ったということはありません。

長崎弁護人

被告人と弁護人との信頼関係の構築のしやすさ、しにくさというのは、被告人の個性によって差があるというのが実情で、私どもも一番苦労することですので、2番の方の事例は、弁護人もそうなって驚いたような事例だと思いますが、信頼関係の構築ができていないという印象を持たれないように打合せなどを重ねて公判に臨んでいきたいと思います。

司会者

弁護人の弁論要旨等について、こういう工夫をしたら良いのじゃないかということが何かあるでしょうか。

裁判員経験者3

男性と女性の弁護人だったのですが、男性の弁護人が言われることが堅

くてあまり理解できなかつたんですが、順番を逆にして、先に女性の弁護人が情状的なことを言って、その後に論理的なことを男性の弁護人が話された方がより主張が通ったのじゃないかなと思います。

裁判員経験者 5

被害者の発言が支離滅裂なところもあって、相当苦勞しているのが見える側からも感じられたのですが、だからといって型通りの対応をしているのは被害者の本音が出てこないと思うので、上からというより同じ目線で語ってあげたら、おかしな意見だとしても本音が出ると思います。

内山裁判官

特にありません。

司会者

最後に皆さんにお聞きしますが、守秘義務について裁判長から説明があったと思いますが、守秘義務の範囲についての説明は十分に理解できたでしょうか。

裁判員経験者 1

分かったつもりでいます。裁判中に行われていることは公開されていることなので守秘義務ではなく、評議の中のことは守秘義務があると理解しています。

司会者

1 番さんは、その守秘義務を負っていることで苦痛に感じることはありますか。

裁判員経験者 1

特にないです。会社の仲間は、裁判中のことも言ってはいけないと思っているぐらいなので、特に苦痛に感じることは今までにありませんでした。

裁判員経験者 2

公判に関わっていることも言っては駄目なのかなと思っていたんですが、裁判長から、裁判員を体験された感想を皆さんに広げてください、評議の中のことは守秘義務として言っては駄目ですよと教えていただきました。裁判員裁判が終わった後で、裁判員裁判に参加したということを広めています。そうすると、そんなことを話して良いのかと言って、本当に勘違いされている方が多いです。私の担当事件は人が亡くなっている事件ではなかったこともあり、守秘義務を負っていることが負担ということはないです。

裁判員経験者 3

守秘義務について苦痛に感じたことは全くありません。裁判長が守秘義務について明確に教えてくれたのですが、誤解されている人が多かったので、2番さんと同じように伝えられて良かったと思います。

裁判員経験者 4

裁判官が言われた守秘義務の線引きについては理解しているつもりなのですが、友人とかに話すときに、これって言って良かったのかなと思うことは時々あります。

裁判員経験者 5

特に問題ないです。

裁判員経験者 7

明確に説明していただいたので問題はありません。周りの人たちの方が、聞いたら駄目よ、言ったら駄目よとか言っていて、世間の人はそのように理解されている人が多いんだなと思いました。

司会者

報道機関から裁判員経験者の方に質問がありましたらお願いします。

記者

2 番の方は、先ほど、マスコミの見方が変わったとおっしゃっていましたが、どのように変わったのか、事前に報道があったとしたら、検察側や弁護側のどちらかに有利に働いたという印象はあるでしょうか。

裁判員経験者 2

それはないですけど、事件に対して感情的に見てしまうということがあったのですが、公平な立場で、客観的にいろんな事実を構築しながら判断して判決をするということを実際に自分で経験してみると、その事件を見たときに、ただ犯人とされている人がこうだとか、被害者がこうだということをニュースを見た段階で判断するというのが違うのかなというのが、実際に裁判をしてみた感想です。

記者

5 番の方にお聞きしますが、検察側から示された血痕が飛び散った写真で、どこに血痕が付いているか分からなかったということですが、それはどんな写真が示されたんですか。

裁判員経験者 5

衝立に飛び散っている血痕を見せるための写真でした。明かりの関係かもしれませんが、暗くて見にくかったです。よく見ると分かるんですが、ちょっと見るだけでは分からなかったです。そのことは他の裁判員の方も言っていて、ちょっと写真が悪いんじゃないかという意見が出ていました。血痕だと言われるとそうかなと思うのですが、初見でこれが血痕かどうかは分かりませんでした。鑑定をしていると思うので、血痕だと言われるとそうかなと思うのですが、素人から見るとちょっと分かりにくい写真であったということです。

記者

7 番の方は、御両親が介護であったり入院されている中で参加されたと

ということでしたが、御自身が参加されて、また、他の方が同じような状況で参加される場合に、こういう手助けの体制があればもっと参加しやすいということはありませんか。

裁判員経験者 7

できるかどうかは、やってみないと分からないので、ただ介護だけをしているだけでなく、自分が裁判員をやれて、そのことを人に話したい、それが私の裁判員裁判の目標でした。そういう人が多くなれば良いなと思ってやれたことが幸せでした。その気持ちを、私の周りだけでも分かってもらえば、少しずつでも広がっていくんじゃないかなと思います。

司会者

最後に、これから裁判員裁判に参加される方に対して何かメッセージがあれば、お願いします。

裁判員経験者 1

最初は面倒くさいという感覚でしたが、良い経験だったので、構えずに積極的に考えてもらえればと思います。

裁判員経験者 2

良い経験で滅多にできない経験ですから、チャンスがあれば参加される方が絶対良いだろうなと思います。それと、一つだけ要望なんですけど、交通費のことですが、距離で計算されて支払われるんですけど、実際に交通手段を使って最短のルートで来ているので、それはちゃんと払っていただいた方が良いなと思いました。

裁判員経験者 3

じっくり人の話を聞いて深く物事を考える機会が最近はなかったので、非常に良い機会になりました。是非積極的に参加されたら良いと思います。

裁判員経験者 4

私の友人にも、私だったらできないわと言う人が結構いたりするので、私もそうでしたが、裁判員制度を知らない人が多いと思うんですけど、不安がることなく参加してみたら良いと思います。

裁判員経験者 5

参加するには日数が必要になるので、会社で休みが認められていれば良いですが、私は有給を使って参加したので、そういう意味では納得がいかない部分もあります。休みが認められているのは大企業で、圧倒的大多数の中小企業では認められていない現状では、参加できる人は限られると思います。周りの意見を聞いてみると、参加できないと言う人がほとんどで、参加できる人は中高年に偏ると思います。私もかなり無理をして参加したので、私ら若い人が参加しやすいように改善されないと、今後は難しいと思います。

裁判員経験者 7

一つの事に対して真剣に考える時間を持てたのと、一つの事を熱く議論した8日間は貴重な経験でした。是非参加してほしいと思います。

裁判員経験者 1

私が担当した事件は傷害致死で、二十歳ぐらいの被告人だったのですが、傍聴席に非常にやんちゃそうな二十四、五歳ぐらいの男の子が5人も6人も毎日来ていて、念のため帰るときは正門以外から出たりしました。私の顔なんか覚えてないと思うのですが、可能であれば他の都道府県から裁判員を選ぶということがあっても良いんじゃないかなと個人的には思っています。例えば、私が街中を歩いているときに、そのやんちゃそうな子らとすれ違ったら怖いと感じます。

司会者

それでは、意見交換会を終了させていただきます。どうも皆様お疲れ様で

した。